

議案第21号

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「17, 000円」を「19, 000円」に、「15, 000円」を「17, 000円」に、「14, 000円」を「16, 000円」に、「13, 000円」を「15, 000円」に改め、同表備考1中「8, 500円」を「9, 500円」に、「7, 500円」を「8, 500円」に改め、同表備考2中「7, 000円」を「8, 000円」に、「6, 500円」を「7, 500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙及び投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙及び投票については、なお従前の例による。

（提案理由）

選挙長等の報酬の額を改定する必要がある。